

## 関西女性活躍推進フォーラムの共催等について

平成 30 年 7 月 3 日  
関西女性活躍推進  
フォーラム事務局

「関西女性活躍推進フォーラムの設置について」第 9（その他フォーラムの運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。）に基づき、関西女性活躍推進フォーラムが、共催及び後援する場合の要件等については下記のとおりとする。

## 記

## 1. 共催事業

## (1) 要件

- ① フォーラム参画団体が主催すること
  - ② 広域的（原則として 2 府県以上）又は先進的（1 府県での取組も可）な取組で、関西広域から参加可能であること
- 上記①②の要件を両方満たすこと

## (2) 手続き

- ① 候補事業について、事務局で上記要件に基づき妥当性を確認
- ② 候補事業について、事務局の意見を添えて座長へ報告、承認
- ③ 承認した事業について、フォーラム参画団体に報告

## 2. 後援事業

## (1) 要件

共催事業の要件②に準ずるもので、かつ次の要件のいずれにも該当すること

- ① 内容が当フォーラムの目的に資するものであると認められること
- ② 政治活動、宗教活動等に関するものでないこと
- ③ 団体等の宣伝又は営利を目的とするものではないこと
- ④ 暴力行為又は迷惑行為を伴うおそれがないこと
- ⑤ 公共の福祉その他法令、条例等の規定に反するものではないこと

## (2) 手続き

共催事業の手続きに準ずる